

「さいき食育サポーター制度」運営・派遣実施要領

(趣旨)

第1条 さいき食育サポーター制度設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき、さいき食育サポーター制度の円滑な運営と利用推進を図るため、地域において食育に関する学習や実践を希望する市民や団体の求めに応じ、市から様々な部門の登録しているさいき食育サポーター（以下「サポーター」という。）を派遣するものとする。

(サポーターの派遣)

第2条 市からサポーターを派遣する場合は、下記の要件及び手続きにより行うものとする。

1 派遣申請者

サポーターの派遣を申請できる者（以下「申請者」という。）は、佐伯市内に在する学校、幼稚園、保育所、市民団体、佐伯市とする。なお、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

2 対象事業

申請者が実施する事業は、次に掲げる（1）～（4）のいずれかに該当し、（5）～（8）に全て該当する事業とする。

- (1) 食育全般に関する講演会等
- (2) 地産地消・健康等豊かな食生活につながる食の知識を普及するための料理教室
- (3) 食農漁体験につながる食の生産現場との交流と体験の場をつくることを目的とした農林漁業体験、収穫体験等
- (4) オーガニックの普及啓発に関する事業
- (5) 佐伯市内で開催される事業であること
- (6) 5人以上を対象とする事業であること
- (7) 政治活動・宗教活動または営利を目的とした事業でないこと
- (8) 申請者と派遣するサポーターが同一団体内に所属しないこと

3 申請手続き

申請者は、『さいき食育サポーター派遣申請書（第1号様式）』をさいき食育サポーター事務局である、佐伯市へ提出するものとする。

4 派遣人数

(1) 個人枠派遣

派遣するサポーターは原則1名とする。ただし、申請者が、食育の各分野間連携による事業の実施を目指す場合には、設置要綱別表2に示した異なる分野の登録者2名の派遣を認めるものとする。また、サポーターが補助として人員が必要とするとき、登録ボランティア派遣を要請することができる。

(2) 団体枠派遣

派遣するサポーターは団体登録をしている団体から2名以上5名以下（主に指導するチーフ1名と助手1名以上4人以下）の5名を上限とする。

5 派遣回数

派遣できる回数は年度内において1申請者あたり2回まで、（1回あたりの申請で3時間まで）総合計として10回までとする。但し、各部門間の連携のため異なる部門のサポーター2名を派遣した場合は2回とみなすものとする。

6 派遣の決定

市が派遣申請について適正と認めるときは、申請者の希望に沿うサポーターと調整の上、『さいき食育サポーター派遣決定通知（第2号様式）』により申請者に通知するとともに、サポーターに派遣依頼（第3号様式）を行う。

7 経費負担等

申請者が事業を実施する際の各手配や経費負担等については、原則、次の各号によるものとする。

- (1) 会場及び必要な器材等の手配は、申請者で行うものとする。
- (2) 実習に伴う材料費等の必要な経費は、申請者の負担とする。
- (3) サポーターの派遣に係る謝金（旅費を含む）は、佐伯市の負担とする。ただし、3時間を超えてのサポーターの派遣を希望する場合、3時間を超えた分の謝金は申請者の負担とする。

（事業の中止または変更の手続き）

第3条 申請者は、『さいき食育サポーター派遣決定通知（第2号様式）』による通知後、事業をやむを得ず中止または変更する場合は、派遣するサポーターに相談後直ちに『さいき食育サポーター派遣中止・変更届（第4号様式）』を事務局へ提出するものとする。

(実施報告)

第4条 申請者は、『さいき食育サポーター 実施報告書(第5号様式)』と当日の写真(複数枚)を、事業を実施した日から20日以内に市へ提出するものとする。加えて、申請者はインターネットでの情報発信を行うものとする。なお、申請者自身による情報発信が困難な場合は、派遣するサポーターが情報発信を行う。どちらも困難な場合は、市が代行して行う。

(地域食育活動への支援)

第5条 事務局は地域における食育活動を把握するとともに、申請者及び派遣するサポーターに対し、助言や情報提供等の必要な支援を行うものとし、事業実施当日の補助等は原則行わないものとする。

(謝金等)

第6条 市は別表1を基準とし、予算の範囲内において、派遣するサポーター及び団体、ボランティアに謝金を支給する。

(事務)

第7条 この要領に定める事務は、佐伯市ブランド推進課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

【別表1】

| さいき食育サポーター謝金支払い基準 | |
|-------------------|------------------------|
| 区分 | 1時間当たり基準額 |
| サポーター(個人派遣) | 4,000円 |
| サポーター(団体派遣)※1 | (チーフ)4,000円 (助手)1,000円 |
| ボランティア | 1,000円 |

上記金額は、所得税を含む額です。1回の派遣申請につき、最大3時間までの派遣とする。
※団体派遣は、1回の申請につき、主に指導を行うチーフ1名、助手1名以上4名以下の人数を上限とし、最大5名までの派遣とする。

附則

この要領は、令和3年7月5日から施行する。